

アクション・プランを実現するための提案

1. 提案の概要

倉敷市とハローワーク倉敷中央(以下「ハローワーク」という。)との連携促進により、協同して設置している倉敷市求職者総合支援センター(ワークプラザたましま、以下「ワークプラザ」という。)の求人・求職マッチング機能を強化する。

2. 提案理由

ワークプラザは、市が行う生活・就労相談とハローワークが行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施することにより、求職者に対する総合的な就業・生活支援を行っているが、厳しい経済・雇用情勢から、就業・生活支援の拠点として、1日の利用者は100名を超え増加傾向にある。

また、ワークプラザが設置されている玉島支所内には、市の保健福祉センターも設置されていることから、同施設と市の福祉部門との日常的な連携が可能であるとともに、利用者にとっては、地域のワンストップサービスセンターとして、利便性の面からも高い評価を得ている。

しかしながら、玉島地域においても、雇用情勢の悪化を受けた求人絶対量の不足が生じているとともに、生活相談に訪れる生活保護受給者等の希望する職種と事業所からの求人にミスマッチがあるなど、ワークプラザ利用者のニーズに対応した求人・求職のマッチングが進まず、求職者が滞留し、窓口の混雑が続く状況にある。

このため、市とハローワークが、より一層連携を深め、ワークプラザ利用者のニーズ等を踏まえた専属的な求人開拓を集中的に実施することで、同施設の求人・求職マッチング機能の強化を図ることとする。

3. 具体的な内容(参考:イメージフロー)

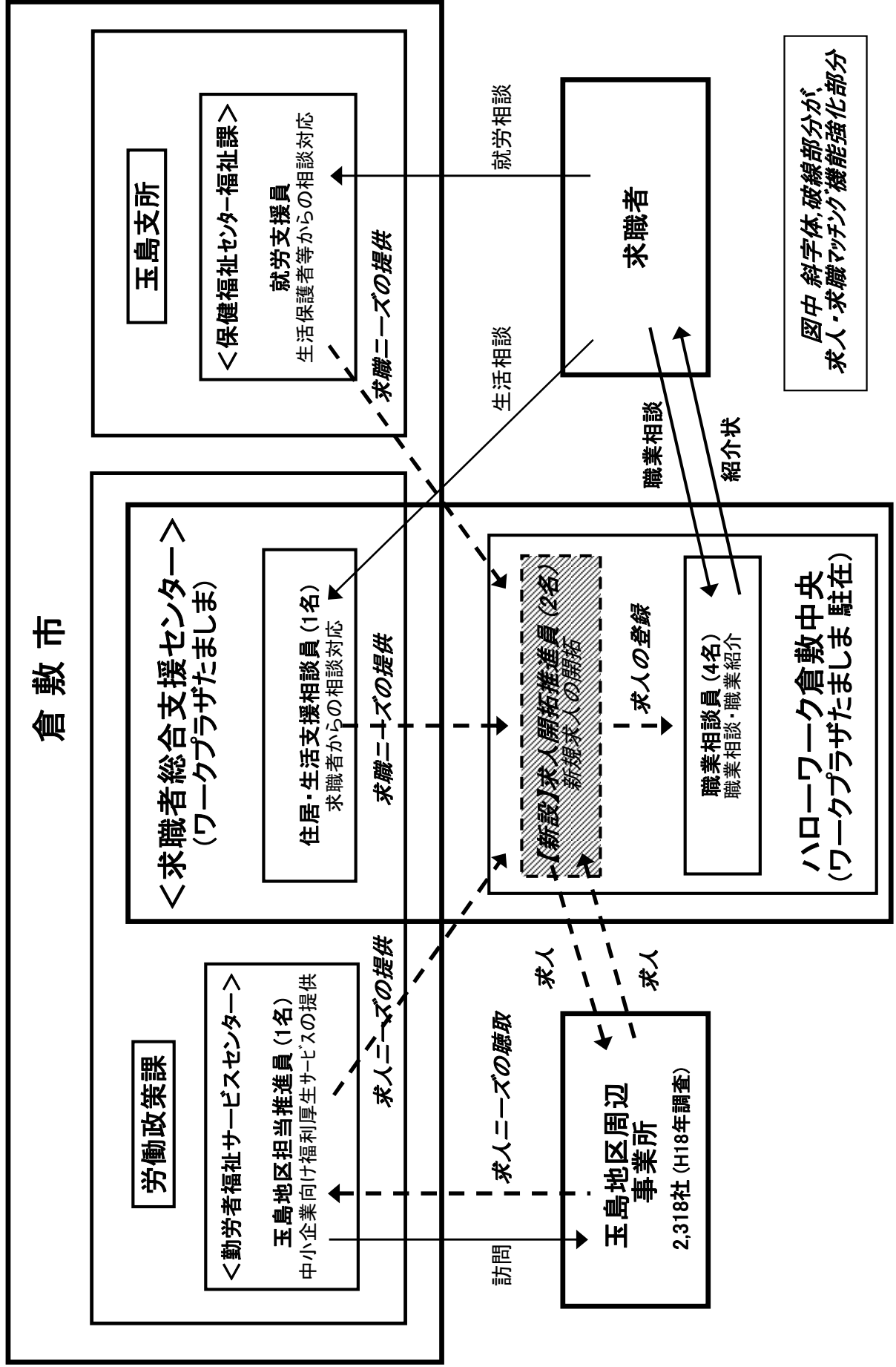
- (1) 市とハローワークは、ワークプラザの求人・求職マッチング機能の強化に係る協定を締結する。

- (2) 同協定を踏まえ、市は、ワークプラザの住居・生活支援相談員や保健福祉センターの就労支援員が生活・就労相談から得た求職ニーズと、倉敷市勤労者福祉サービスセンター(中小企業向けに福利厚生サービスを提供)の推進員が事業所訪問から得た求人ニーズを取りまとめ、ハローワークに提供するとともに、これらのニーズを踏まえた求人開拓をハローワークに要請する。
- (3) 同協定を踏まえ、ハローワークは、市から提供される求人・求職ニーズを踏まえた求人開拓を行うため、「ワークプラザ求人開拓推進員(仮称)」を設置し、地域の事業所から集中的・専属的に求人を開拓、受理する。

4. 取り組みによる住民サービスの向上

- (1) ワークプラザ設置地域の周辺に所在する事業所約2,318社に対して、求人開拓推進員が、専属的・集中的に求人開拓を実施することにより、慢性的に不足している地域の求人絶対量の確保が可能となり、求人・求職のマッチング向上が図られるとともに、地元企業の人材確保が円滑化される。
- (2) ワークプラザを利用する生活保護受給者等の個別のニーズに対応した求人開拓により、よりきめ細かなマッチングが可能となり、利用者の満足度が向上する。
- (3) 市の福祉部門とハローワークの就職支援機能のワンストップ化が強化され、「福祉から就労」の促進が図られる。

「倉敷市求職者総合支援センター(ワークプラザたまたま)の求人・求職マッチング機能強化」イメージフロー



倉敷市求職者総合支援センターの求人・求職マッチング機能強化に係る協定書(案)

倉敷市(以下「甲」という。)と倉敷市勤労者福祉サービスセンター(以下「乙」という。)およびハローワーク倉敷中央(以下「丙」という。)は、倉敷市求職者総合支援センター(ワークプラザたましま。以下「ワークプラザ」という。)の求人・求職マッチング機能強化に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 厳しい経済・雇用情勢が続く中、ワークプラザを拠点として、甲と乙及び丙は、緊密な連携の下、利用者ニーズを踏まえた就職支援を図るなど、同施設の求人・求職マッチング機能の強化を図ることにより、市民生活の安定、企業の人材確保など地域の実情に即した経済・雇用対策に取り組む。

(甲が行うこと)

第2条 甲は、新しく次のことを行う。

- (1) ワークプラザの住居・生活支援相談員や玉島支所保健福祉センターの就労支援員が生活・就労相談から得た求職ニーズを取りまとめる。
- (2) 取りまとめた求職ニーズを丙に提供するとともに、これらのニーズを踏まえた求人開拓を丙に要請する。

(乙が行うこと)

第3条 乙は、新しく次のことを行う。

- (1) 玉島地区担当推進員が事業所訪問から得た求人ニーズを取りまとめる。
- (2) 求人ニーズを丙に提供するとともに、これらのニーズを踏まえた求人開拓を丙に要請する。

(丙が行うこと)

第4条 丙は、新しく次のことを行う。

- (1) 甲や乙から提供される求人・求職ニーズを踏まえた求人開拓を行うため、「ワークプラザ求人開拓推進員(仮称)」を設置し、地域の事業所から集中的・専属的に求人を開拓、受理する。

- (2) ワークプラザ求人開拓推進員(仮称)は、甲の住居・生活支援相談員や乙の玉島地区担当推進員と緊密に連携し、提供を受けた求人・求職ニーズ等の情報を踏まえた個別求人開拓を行う。
- (3) 生活保護受給者の就職支援など、甲の福祉部門との連携を一層強化し、「福祉から就労」への支援を行う。

(運営経費)

第5条 丙は、「ワークプラザ求人開拓推進員(仮称)」に係る経費を負担する。

(その他)

第6条 第1条の目的を達成するため、甲と乙及び丙は、緊密に連携をとるとともに、本協定に定めがない事項が生じた場合、または、本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度誠意をもって協議し、決定するものとする。

甲と乙及び丙は、上記の目的が達成されるための実施内容が誠実に行われることをここに約し、この協定を締結する。

平成23年 ○月 ○日

(甲)倉敷市長

(乙)倉敷市勤労者福祉サービスセンター理事長

(丙)倉敷中央公共職業安定所長

伊 東 香 織

河 田 育 康

山 本 純 男